

## 「震災復興と二重債務問題—債権買取り機関設立を中心に—」

静岡岡大学人文社会科学部 鳥畑与一

### はじめに

二重債務問題の対応が迷走を重ねている。表1に見るように債権買取り機関として昨年被災地4県に設立された産業復興機構が買い取った債権は、本年2月時点でわずか2件でしかない(1)。もう一つの債権買取り機関である事業者再生支援機構もようやく3月5日設立である。

NHK特集「魚の町は守れるか - ある信用金庫の200日」(2月12日)が示すように、津波等で壊滅的被害を被った企業が新規借入れで事業再開を行う際に旧債務が大きな障害となっている。特集で紹介された大津波で壊滅的被害を被ったヨシエイ加工(ふかひれ生産)の場合、旧債務2億9838万円に加えて4億4648万円の新規借入れが必要であった。被災以前の事業規模が回復できたとしても同一の事業規模に対して最悪二倍の債務を負わねばならない。事業再開までの運転資金の借入れを含めれば新旧二重・三重の過重債務は、合理的な事業計画の立案ばかりか

再建の歩みをも極めて困難なものにし(2)、多くの被災企業が再建断念に追いやられてきた。

阪神淡路大震災でも指摘されてきた二重債務問題の解決が被災地復興に不可欠であるという否定しようのない東日本大震災被災地の現実が世論と国会審議を突き動かしてきた(3)。しかし政府の対応は、産業復興機構に次ぐ事業者再生支援機構という二つの債権買取り機関の設立という混乱を重ねたものであった。二重債務問題への対応は、旧債務の負担軽減ではなく、「中小企業等グループの施設復旧・整備への支援(グループ補助金)」(4分の3までの公費負担)による新規債務の負担軽減という「ねじれた」形で進んできたのである。

### I. 被災地における二重債務問題の深刻さ

東日本大震災の被害の特徴は津波によってインフラを含めて工場・施設そして住宅など地域社会が丸ごと壊滅的な被害を被ったことにあった。例えば、気仙沼信金の場合、その営業エリ

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城産業復興機構
設立	11月11日	12月27日	12月28日	11月30日
出資金(設立時)	100.1億円	100.1億円	100億円	50億円
出資金想定額	500億円	500億円	500億円	100億円
組織形態	投資事業有限責任組合	投資事業有限責任組合	投資事業有限責任組合	投資事業有限責任組合
無限責任組合員	東北みらいキャピタル(株)	東北みらいキャピタル(株)	福島リカバリ(株)	いばらきクリエイト(株)
有限責任組合員	中小機構80億円、岩手県中小事業者支援投資事業組合20億円	中小機構80億円、宮城県5億円、県内金融機関15億円	中小機構80億円、福島県5億円、県内金融機関14.9億円、福島リカバリ1千万円	中小機構40億円、茨城県5千万、いばらきクリエイト株1千万、いばらきエクイティ有限会社9.4億円
存続期間	12年(+3年)	12年(+3年)	12年(+3年)	12年(+3年)
投資期間	2年2カ月(+1年)	2年(+1年)	3年(+1年)	2年(延長あり)
買取り件数	2件	0件	0件	0件
センター相談件数	187件	192件	50件	40件
買取り・リスクに向け作業中	20	8		
事業計画策定中	4	6		
相談継続	71	134		
相談完了	19	24		
説明で終了	75	22		

注1 岩手の中小事業者支援当時事業組合は、岩手県が5億円、県内金融機関が15億円出資したファンドである。

注2 東北みらいキャピタルは、BNPパリバの子会社のルネッサンスキャピタルグループの子会社である。

注3 買取り件数は、2月20日時点の件数、相談件数以下のデータは2011年末の件数である。

アでの浸水地域にある事業所の比率は気仙沼市80.8%、南三陸町98.3%、大船渡市80.9%、陸前高田市99.8%という高率になっている(4)。

岩手県、宮城県、福島県の主要被災三県の金融機関の貸出残高は、2011年10月末で約13兆1513億円であるが、このうち主な被災地域への貸出残高は約1兆3千億円とされている。金融庁によれば(表2)、昨年10月末の時点で、返済一時停止先が5300先、1201億円、条件変更締結先が1万2770先、5959億円で、両者の合計が1万8070先、7160億円である。このうち事業者向け債権は、1万2198社、6341億円である。これにリース債権等も含めると、約1兆円規模の被害が生じたと推計されてきた。

しかし、これが二重債務問題を抱える被災企業の全貌を示すものではない。例えば、表3に見るように、本年2月に公的資金受入れを表明した4信金の被災先調査では、被災7938先、貸出額942億4400万円、うち事業者向けは1911先、699億6800万円である。4信金平均で総与信額の47.7%に相当する甚大な被害となっている。

この被災先のうち返済一時停止と返済条件変更先から成る条件緩和締結先に分類されているのは1433先、371億7700万円であり、被災先に占める比率はそれぞれ18.1%、39.4%でしかない。

つまり、これ以外の延滞先や、全半壊等や原発事故被害にもかかわらず返済を通常通り継続している被災先等を含めれば、潜在的に二重債務問題を抱えている被災先は、先の金融庁資料で見た返済条件緩和先を大きく上回る規模と考えられる(5)。

しかし、4信金の場合で、被災先で新規融資を獲得できたのは、昨年10月時点で910先、108億8100万円、比率でそれぞれ11.5%でしかない。事業者向けでは、672社、103億5700万の新規融資が行われているが、それでも先数で35.2%、金額で14.8%でしかない。多くの被災企業が、延滞や返済条件変更で急場をしのぎつつも、新規融資を得られないまま推移しているのであり、旧債務の障害の前に立ち往生させられているのである。

## II 二重債務問題への対応

### ①「改正金融機能強化法」による公的資金導入の促進

政府の二重債務問題への対応は「二重債務問題への対応方針」(6月17日)で示されたが、「民間金融機関が有する貸付債権については、一義的には金融機関が被災者の便宜を考慮しつつ、

債務の減免等を含めた対応を行うことが基本的考え方」とされていた。金融機関の自立的対応にまず委ねられたのである。

その上で「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」(金融機能強化法)の改正(6月22日成立)で、「財務基盤の強化を通じて、金融機関が被災地の実情にあった対応を行いやすい環境を作る」ため公的資金導入のハードルを低くする措置が取られた。すなわち震災の特例として、全金融機関に対して公的資金導入時に、①経営責任は求めない、②収益性・

表2 貸出条件緩和(約定返済一時停止含む)の企業数と貸出額 億円

	5月末		10月末	
	先数	金額	先数	金額
地域銀行 一時停止	8,220	2,235	2,692	622
うち事業者	4,283	1,674	1,363	441
条件変更	2,081	1,101	6,661	3,519
うち事業者	1,655	1,045	4,453	3,202
信用金庫 一時停止	4,571	893	2,302	465
うち事業者	2,268	577	1,347	334
条件変更	1,592	663	3,762	1,537
うち事業者	1,334	628	3,051	1,450
信用組合 一時停止	332	104	209	45
うち事業者	279	97	151	39
条件変更	656	234	1,852	580
うち事業者	532	215	1,507	533
主要行 一時停止	384	203	97	70
うち事業者	154	163	72	66
条件変更	173	131	495	323
うち事業者	118	120	254	276
合計 一時停止	13,507	3,435	5,300	1,201
うち事業者	6,984	2,511	2,933	880
条件変更	4,502	2,129	12,770	5,959
うち事業者	3,639	2,008	9,265	5,461
総計	18,009	5,564	18,070	7,160
うち事業者	10,623	4,519	12,198	6,341

資料：金融庁「東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数

および債権額」

注意：岩手県、宮城県、福島県の金融機関からのヒアリング結果であり、

地域銀行8行、信用金庫20行、信用組合10行、主要行3行の合計である。

その貸出債権額は地域銀行の9兆9954億円、信金2兆870億円、信組4260億円

主要行6429億円の総計13兆1513億円とされる(10月末)

効率性に関する目標設定は求めない、③資本参加コストを通常時の水準よりも引き下げる、④計画期間の5年への延長や公的資金の返済期間延長などの条件緩和に加えて、協同組織金融機関向け特例として、④震災により今後の財務が見通し難い金融機関に対しては国と信金中央機関が共同して資本参加を行う、⑤公的資金等の返済が困難な場合は経営譲渡や合併などの金融再編成を条件に返済の免除を可能にするなどの変更が行われた(6)。

被災企業に対する貸出条件変更などに伴う収入減の一方での不良債権増大による損失処理額増加に伴う赤字決算＝自己資本低下に備えて、公的資金導入の条件が緩和されたことは、経営不安を回避し復興に向けた金融機能の維持強化に資するものと評価されうる。しかし、自己資本強化が不良債権償却による自己資本低下を補うものである以上、不良債権の処理能力を高めるだけで新規の貸出増加を保証するものではない。自己資本強化で将来的な不良債権の増加に対する処理能力が高まることでよりリスクを取ることが可能になるとしても、公的資金を活用した債権放棄や積極的な貸出による不良債権の増加は、公的資金の返済の困難を招くことになる。改正金融機能強化法では、協同組織金融機関の場合、「10年(延長可)経過までに、財務状況が一定以上悪化している場合には、資本の整理を含む事業再構築を行う」とされている。返済困難な場合には経営譲渡や合併による金融再編

が想定されているのであり、それを回避する場合はリスクを取ることに慎重にならざるを得ない。

実際、表2に見るように昨年の段階で、4信金の総与信に占める被災企業の比率は、貸出先数で26.5%、貸出額で47.7%の大きさであり、延滞先と条件緩和先の合計は、3409先、553億2500万円に上っているが、被災先への新規融資は先数、金額とも11.5%の低水準にとどまっていた。中小企業金融円滑化法や金融検査マニュアルの特例措置で当面不良債権への分類が抑制されているとは言え、その負担は自立的対応能力を越えたものと言える。

被災地の金融機関で公的資金導入を行ったのは、昨年9月に七十七銀行、仙台銀行、筑波銀行が決定したが、宮古信金、石巻信金、気仙沼信金、あぶくま信金、いわき信組、相双信組などは本年2月になってからであった。これらの協同組織金融機関が、被災取引先の復興に向けて機能を十分に発揮するためにも、金融再編を条件とした公的資金免除規定を取り除く必要があると言える。

### Ⅲ 二重債務問題への対応

#### ②債権買取り機関の設立とその迷走

「二重債務問題」解決の中心的政策として「二重債務問題への対応方針」が示した方針は、構造改革のなかで取られてきた不良債権処理の

手法を転用するものであった(7)。民主党「二重債務問題に対する対応スキーム」によれば、中小企業等向けの事業性ローンについては「再生が可能」「判断が困難」「再生が困難」を基準に分類して、「再生が可能」と判断されたものについては中小企業再生支援協議会を窓口にして中小企

	宮古		石巻		気仙沼信		あぶくま		四信金合計	
受入れ資本額	100億円		180億円		150億円		200億円		630億円	
被災あり	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
全体	456	12,203	2,209	31,274	980	21,051	4,293	29,716	7,938	94,244
延滞先	146	1,928	885	3,844	268	3,106	677	9,270	1,976	18,148
条件緩和先	117	4,603	611	13,810	428	9,692	277	9,072	1,433	37,177
その他	193	5,672	713	13,620	284	8,253	123	2,293	1,313	29,838
うち全半壊等	84	2,521	689	12,792	236	7,112	21	464	1,030	22,889
原発事故	0	0	0	0	0	0	3,216	9,081	3,216	9,081
事業者向け	260	10,955	643	21,035	309	17,703	699	20,275	1,911	69,968
総与信	4,550	30,833	10,368	61,173	6,764	45,115	8,280	60,437	29,962	197,558
被害あり/総与信	10.0%	39.6%	21.3%	51.1%	14.5%	46.7%	51.8%	49.2%	26.5%	47.7%
条件緩和/被災あり	25.7%	37.7%	27.7%	44.2%	43.7%	46.0%	6.5%	30.5%	18.1%	39.4%
新規融資先	151	1,116	396	3,533	233	3,341	130	2,891	910	10,881
うち事業者向け	88	965	269	3,292	188	3,234	127	2,866	672	10,357
新規融資/被害あり	33.1%	9.1%	17.9%	11.3%	23.8%	15.9%	3.0%	9.7%	11.5%	11.5%
うち事業者向け	33.8%	8.8%	41.8%	15.7%	60.8%	18.3%	18.2%	14.1%	35.2%	14.8%

業基盤整備機構や民間金融機関等が出資し、被災地県に設立された中小企業再生ファンドで債権買取り等を行わせるとされた。「再生を希望しつつも、先の見通しが立たない」の事業性ローンについては、「再生に向けた相談窓口」を設置しての一元的な取り扱いをするとしつつも「再生を前提としない債権買取りスキームは困難」としている。収益性が高く再生可能な中小企業のみ再生を支援していくというのである。また個人向けの住宅ローンについては「私的整理ガイドライン」に基づく債務整理を行っていくものとされた。

中小企業基盤整備機構の中小企業再生ファンドは、プライベート・エクイティ・ファンドをモデルにしたものであり、収益性は高いが過剰債務に苦しむ企業を対象にして、銀行等から買取った「不良債権」を株式に転換（いわゆるDES-デット・エクイティ・スワップ）したり、新たな株式取得による出資や社債引受け、新規融資などによる資金注入などで企業再生を実現した後、当該企業の株式を上場・売却すること

で投資額を回収するという手法である。実際、2003年10月から2011年3月までの7年半で組成された中小企業再生ファンド数は22ファンドであるが、ファンド総額は794億円で投資先企業数は156社、そのうち再生が終了したとして出資が回収されたものが80社に過ぎない。投資額は1社平均5億円であり、本業自身の収益性が高く短期間に再生可能な優良中堅企業を対象が限定された手法なのである。

この当初案は、野党の批判を受けて修正が行われた上で、産業復興機構として実現されることになる。表1に見るように、①各県ごとに地域経済の復興を目的にした「〇〇県産業復興機構」を中小企業基盤整備機構や地域金融機関の出資をもとに設立する、②「生業を営む小規模企業者を含め、事業の再開や事業再生の相談に幅広く対応するワンストップ相談窓口」として産業復興相談センターを設立する、③債権買取り規模は2000億円とするという修正が行われた。投資事業有限責任組合というファンド組織を活用したものであるとは言え、利益を追求しない

運営が行われるとされている。しかし、30数名のスタッフによる再生可能性を基準とした審査が行われ、その上取引先銀行が新規融資で事業再建を支援する確約が条件であるといった制約や買取り価格を巡る金融機関間の調整の困難のため、殆ど機能していない状態である。例えば、唯一債権買取実績がある岩手産業復興機構の場合ですら、昨年末の段階での相談件数が187件でしかなく、そのうち債権買取に向けて具体的な作業に入っているのは20件でしかない。

政府が産業復興機構設立へと見切り発車しようとしたのに対して、野党は7月に参議院で「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」を可決した(9)。その内容は、表4に見るように、①営利目的のファンド等とは異なる被災地域の復興を目的とした株式会社形式の買取り機関を設立する、②預金保険機構等の過半数出資による株式会社として政府保証枠によって2兆円の買取り規模を可能とする、③債権の買取りのみならず資金の貸付、債務の保証、出資、サポートなど事業再

表4 産業復興機構と再生支援機構の比較

	産業復興機構	再生支援機構
資金規模	2000億円	5000億円
出資者	中小機構が8割、県内金融機関と県が2割出資	預金保険機構、金融機関、自治体が出資し、資金調達に政府保証
組織形態	県ごとの投資事業有限責任組合	全国単一の株式会社
運用	東北みらいキャピタルなどの無限責任組合が運用を担当	
存続期間	12～15年	5～6年(受付打ち切り)
投資期間	2～3年	15年
支援対象	被災で経営に支障が生じているが、既往債務の買取り等で新規融資が見込まれ、相談センターで再生可能と判断された事業者	被災で過大な債務を負い、債権者その他と協力して事業再生を図るもの。追加融資の約束が得られた者
相談窓口	産業復興相談センター	産業復興相談センターほか
相談対象	個人事業者、小規模事業者、農業組合法人、医療法人、社会福祉法人など大企業を除く中小企業・事業者	小規模企業者、農林水産事業者、医療福祉事業者など大企業、第3セクターを除く事業者
買取り対象	金融機関の債権	金融機関の債権のほか、リース債権や信用保証協会等の求償債権
債権買取価格	新規融資を行うにあたっての将来見通しや被災前の事業者の業績をもとに、ディスカウント・キャッシュ・フロー法で行う	事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援後の事業者の経営の見通し、担保財産の価格の見通し等を勘案した適正な価格
買取り後の対応	一定期間、弁済凍結。業況を確認し、一部債権を放棄の上残債を金融機関に売却	経営状況を勘案して一定期間の弁済猶予、債務の一部免除等が可能
新事業の支援	機構は債権の買取り保管のみ。センターは事業計画等への助言。	債務保証、出資、つなぎ融資、専門家の派遣と助言

生への一貫した支援を行う、④できる限り多くの事業者に再生の機会を与えるよう配慮する、⑤債権買取り価格が債権額を下回る場合の債務免除努力を課すというものであった。「デイスカウント・キャッシュ・フロー」方式での債権買取り価格の決定を定めていた産業復興機構に対して、より幅広い視点からの適正価格の算定を行うとしている点や、投資期間の長さなど政府案に対しては大きな前進であるが、事業再生計画と金融機関の融資確約が申請の前提条件であり、また再生可能性を基準とした選考など選別の論理が残っている。

この事業者再生支援機構が、昨年11月に政府によって採用され、被災企業の債権買取り機関が二つ並立することになった。その並立について合理的な機能分化上の根拠があるわけではなく、政治的ねじれのなかで並立に至ったと言える。産業復興機構が機能不全に陥っているなかで、事業者再生支援機構に対する期待が大きいが、選別の論理を内包している点でその機能が発揮されるかどうかは未知数である。

### 終わりに 二重債務問題の解決に向けて

二重債務問題の解決なくして地域復興なしの現実を前に、政治の迷走とねじれを生み出した原因に、創造的復興論による構造改革（市場原理主義）の枠内での復興という方針があった。しかし東日本大震災が示したのは、大規模自然

災害による地域社会の生産インフラの破壊からの復旧は市場原理では対応不可能ということである。百年～千年単位で発生し、特定地域を襲う大規模災害から社会を防衛しかつ再生するためのコストをどう何世代もの国民が負担し、支援しあうかという自己責任原則を越えた共同の論理に基づく仕組みが求められている。自己責任の取りようのない自然災害による地域社会の破壊は、そこで営まれてきた新たな付加価値を産み出す経済活動の消失を意味する一方、失業者の増大等を通じて社会的コストの増加を産み出すのである。地域社会の再生を目差した支援は、このような社会的損失増大を回避し、地域社会の経済活動を継続するための投資として理解されるべきである(10)。

その際、地域社会再生に向けた二重債務問題解決は、被災企業・個人の営業権や幸福追求権を基礎にした平等原則を貫くことが重要である。自然災害を前に救う価値がある企業、救う価値がない企業という選別は行われるべきではない。地域社会の担い手である中小企業・個人のなりわいと生活の再建こそが地域社会のコミュニティの真の復活を保障するのであり、再生の見込みといった現時点で判断困難な要件を条件化するのではなく、再生の意欲がある企業や事業に対して等しくチャンスを与えることこそが社会的コストを最小化するのである。

本来、旧債務の軽減を通じて取組まれるべき二重債務問題への対応が、上述した政治的空白

表5 グループ補助金の実施について

期日	募集期間	決定	予算規模	申請数	申請額	交付G数	交付額	採択率:数	採択率:額
1次補正	6月13日?24日	8月5日	154	275	1,852	28	179	10.2%	9.7%
2次補正	9月5日?22日	11月8日	100	298	1,588	38	234	12.8%	14.7%
3次補正	10月19日?11月8日	12月27日	1,249	313	3,022	106	1,651	33.9%	54.6%
合計			1,503	886	6,462	172	2,064	19.4%	31.9%

資料:経済産業省東北経済産業局「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の採択事業決定」

注:採択172グループに所属する事業者数は3765業者にのぼる。

注:予算規模は補正予算における国費分。交付額はそれに自治体負担分が加わる。

表6 グループ補助金の県別構成

	1次			2次			3次			合計		
	G数	業者数	金額	G数	業者数	金額	G数	業者数	金額	G数	金額	業者数
青森	6	208	37	募集なし	募集なし	募集なし	4	79	49	10	86	287
岩手	8	170	77	3	29	49	19	218	311	30	467	417
宮城	14	232	65	16	247	58	31	1010	1041	61	1225	1489
福島	募集なし	募集なし	募集なし	15	234	103	43	769	180	58	341	1003
茨城	募集なし	募集なし	募集なし	4	95	24	8	425	57	12	81	520
千葉	募集なし	募集なし	募集なし	募集なし	募集なし	募集なし	1	49	14	1	14	49
合計	28	610	179	38	605	234	106	2550	1651	172	2236	3765

資料:経済産業省東北経済産業局「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の採択事業決定」

のもとで「グループ補助金」による新規借入れ負担の大幅軽減という形で進んできた。これ自身は被災者生活再建支援法による住宅再建補助を事業者にも拡大したものとして評価できる。実際、表5に見るように、第一次補正予算で154億円の予算規模でスタートしたグループ補助金は、第三次補正で規模を一気に拡大した結果、累計で172グループ（参加事業者3765）、2236億円の規模となっている。今後500億円の追加実施も予定されているとされ、この「グループ補助金」の実施は二重債務の負担軽減に大きな効果を発揮したと言える。しかし、申請グループ886に対する採択率は19.4%でしかなく、表6に見るように地域的不均衡も大きい。宮城県が61グループ（事業者数1489）、1225億円獲得しており、金額で54.8%を占めているほか、被災度が深刻な陸前高田市は1グループ9事業者のみの採択にとどまっている。このことは大手企業のサプライチェーン復旧への支援としての性格の大きさとともに、被災地自治体レベルの復旧計画の進捗に伴う地域間格差を反映したものである。個別企業・事業者の資産形成には資さないという原則から課されたとされる「グループ申請」という条件の制約によって、グループを組めない事情のある個別企業や事業者が排除される点や設備建設が終了した後の交付、そして設備復旧資金への限定による自己資金分や運転資金の必要性など銀行の新規融資に大きく依存せざるを得ないなど制約も大きい。被災企業のそれぞれ固有の条件にあった復旧・復興を支援するためにも「グループ申請」という条件を撤廃して、被災者生活再建支援法と同様に「被災事業者再生支援法」として整備することが必要と言える。

復旧を加速させ、将来の自然災害に強い社会を構築するために、自然災害による損失に対するより平等な補償制度や旧債務の軽減のルール作りが必要である。また地域に密着し、最も定性的方法を蓄積している信金に対する公的資金の導入を出資ではなく補助金に切り替える必要もある(11)。例えば500億円の返済不要の自己資本強化は不良債権発生率を10%した場合、5000億円の貸出（リスクテイク）を可能にするのである。

参考文献 「震災復興と二重債務問題」、静岡大学『経済研究』16巻4号、2012年2月

(1)岩手県によると、第1号は11月17日に沿岸南部地域で津波により店舗が流出した個人事業の和菓子屋（従業員5名）に、第2号は本年1月27日に沿岸地域で津波により店舗が損壊した不動産賃貸業者（従業員15名）でグループ補助金を活用しての再建事例で決定された。

(2)ヨシエイ加工の事例でも、メインバンクの地方銀行により新規融資が「拒否」された後に、気仙沼信金等からの新規借入れの交渉が進展したが、ここでメインバンクから旧債務の一括返済を求められるという事態に直面した。独自のふかひれ生産で全国的にも評価され急成長してきたヨシエイ加工の場合、最終的に信金が旧債務分も貸し出すことで解決したが、年内での事業再開にはこぎつけることができなかった。

(3)阪神淡路大震災でも二重債務問題は深刻であったが、放置された結果、緊急災害復旧資金（ピーク時4万6千件、5222億円）が、2010年末の段階で未返済額が119億円であり、多く事業者の再建を困難にしてきたとされる。

(4)気仙沼信用金庫「特定震災特例経営強化計画」（平成24年1月）より。

(5)同様のことは、公的資金を受け入れたいわき信組と相双信組にも当てはまる。例えば相双信組の場合、被災した事業先495先、112億3100万円で、約定返済一時停止を含む返済条件緩和先は158先、44億3600万円でしかない。また金融庁統計は、農業協同組合の信用事業を含んでいないが、公的資金を受け入れたJAおおふなど総与信315億円で、114億円、JAふたばで116億円で100億円、JA相馬で296億円で、158億円の取引先が被災先とされている。

(6)金融庁「金融機能強化法等の改正に係わる説明資料」（5月）より

(7)これに先行して5月13日に日本共産党大門議員は参議院で地域金融機関から債権を買取り、返済等を長期凍結する「地域経済復興機構」創設という「二重債務・解消スキーム」の提唱を先駆的に行っていた。

(8)新規融資を行う金融機関にとって「債権買取りが、清算を前提とした手続きに比べ、対象債権者にとっても経済的合理性が期待できる」要件を満たすもの（「産業復興相談センター事業実施基本要領」）とされ、金融機関の利害に左右される仕組みとなっている。

(9)これに対して日本共産党の「二重債務の解消に向けて」の緊急提案（7月26日）は、①事業再生の意欲ある全ての事業者を、差別・選別することなく最大限支援する、②国の責任で、被災事業者の債権買取り・支援を行うと共に、個人住宅ローンやリースなどの債権も買い取る、③買取り資金は国の財政支援と金融機関、預金保険機構の出資等で調達しつつ、国民負担を最小限度に抑えるため金融機関に適正な負担を求める、④金融機関救済のためにならないように、支援窓口を金融機関任せにせずに、地域に密着した公的な性格をもつ第三者機関を設立する、⑤事業再開後一定軌道に乗った段階での返済可能額を考慮して再建の減額・免除を行う、⑥金融機関が、機構が債権を買い取った後も継続して経営支援や新規融資を行うルールを明確にするという提案を行っている。

(10)自然災害における被災企業・個人の救済を経済学的にどう位置づけるかについて、地域コミュニティ全体が破壊されることで生じる「負の外部性」の大き

さが合理的基準となりうることが指摘されている。「復興を考えると経済学の視点から見えてくること」（『復興と希望の経済学』日本評論社、2011年9月）参照。

(11)今回の震災では東北地方のコミュニティが持つ「絆」の強さが注目された。このなかで協同組織金融機関の果たした役割が注目される。冒頭のNHK特集で紹介されたヨシエイ加工に対して平成18年3月に岩手県内で地方銀行単独で初の動産担保貸出（ABL）を行った東北銀行は、平成23年度「中間期ディスクロージャー誌」で3月期には震災による貸倒引当金の大幅積み増しで赤字決算となったが「平成24年3月期は計画通り黒字決算とすべく、役職員一丸となり」、平成22年4月スタートの2年間の「中期経営計画」の達成を強調している。沿岸部を中心とした津波被災企業等の復興に対して地域金融機関間の取組み姿勢には大きな格差が存在しているが、このなかで非営利の協同組織金融機関が大きな役割を果たしたと言える。